



小学校では、地域の皆さんや農協の職員の方にご協力いただきながら、作業に取り組みます。収穫が楽しみです。



主な内容

- 村長選挙及び村議会議員再選挙のお知らせ 他 ……2
- 石川県輪島市避難所運営支援に従事 ……3
- 地域づくり特別支援金事業・ふるさと納税 ……4～5
- 猫の不妊去勢手術事業 ……6
- 家屋異動報告 他 ……7
- ケーブルテレビ設備交換作業のお知らせ ……8～9
- ズームアップ下條 ……10～11
- 学校だより ……12～13
- 福祉課組織変更 ……14
- 社会福祉協議会のサービス事業をご利用ください ……15
- 集落支援員だより ……16～17
- 瑞宝単光章受章・県文化財保護
功労者(団体)表彰授与・戸籍の窓口 ……18



世帯数：1,272戸
 人口：3,454人
 男：1,672人
 女：1,782人
 (2024(令和6)年6月1日現在)

下條村長選挙及び下條村議会議員再選挙のお知らせ

7月7日(日)は下條村長選挙及び下條村議会議員再選挙の投票日です。

下條村長選挙・下條村議会議員再選挙

投票日：7月7日(日) 投票時間は午前7時～午後7時
開票は、同日午後8時から村民センター大会議室にて行います。

告示日：7月2日(火)

期日前投票：7月3日(水)～7月6日(土)

期日前投票の投票時間は午前8時30分～午後8時

今後の予定

- *立候補予定者書類事前審査：6月25日(火) 午前10時～ 村民センター
- *立候補者受付：7月2日(火) 午前8時30分～午後5時 村民センター

令和6年度

明るい選挙 作品募集 啓発ポスター



明るく、楽しく、美しいポスターをお待ちしています！

内容

明るい選挙をテーマに自由に表現したポスター

応募資格

小学校児童、中・高等学校生徒、特別支援学校の児童・生徒

応募期間

令和6年5月7日(火)から8月26日(月)まで

提出先

各市町村選挙管理委員会

画材

描画材料は自由(紙や布など絵の具材料だけに限りません)

大きさ

画用紙の四ツ切(542mm x 382mm)、八ツ切(382mm x 271mm) またはそれに準じる大きさ

その他

- ①応募資格者には、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校(第1～3学年)、定時制高等学校(第1～3学年)の児童または生徒を含みます。
- ②他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
- ③応募用紙の裏面右下に、市町村名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
- ④入賞作品の著作権は主催者に属し、選挙啓発資材に自由に活用させていただきます。
- ⑤入賞者の市町村名、学校名、学年、氏名を、新聞紙面、県選挙管理委員会ホームページ等で公表しますので、これらの事項が公表されることに同意される場合に応募してください。
- ⑥優秀作品には、賞状及び記念品を差し上げます。



長野県選挙啓発 マスコットキャラクター 「ほたりちゃん」



能登半島地震 災害支援活動

石川県輪島市避難所運営支援に従事

振興課 経済係 田中 貴大

避難所運営支援のため、三月末の一週間、石川県輪島市へ行ってまいりました。

輪島高校の避難所は、ご高齢の方から、若い方、ご家族で避難されている方も多くいました。

そんな中、三月下旬という時期もあり、受験を控えた学生さのため「勉強部屋」が、避難所内に一室設けてありました。しかし、部屋の中は薄暗く、散らかっており、小さな机と低い椅子があるだけ。とても集中して勉強できる環境ではないと

感じ、現地スタッフと相談の上、部屋を掃除し、増設ライトをつけ、暖房を入れ、机と椅子の高さを調節し、集中できる環境を整えました。

翌日、お部屋を使っていた学生さんからお礼の言葉をいただいたことを、別のスタッフから聞き、微力ながら一つお役に立てたかなと感じております。

胸を張って言える支援ができたものではありませんが、避難所運営のためには、避難する方々も含め、多くの人の「知恵」と「協力」



で成り立っていることを体験することができました。

六月で震災から半年が過ぎようとしております。一日も早い復興のため、これからも自分に何ができるか考え、支援をしていきたいと思います。

振興課 建設係 伊藤 空

令和六年三月十八日から二十三日までの間、一月一日に発生した能登半島地震の影響で被害にあった輪島市へ災害派遣に行つてまいりました。下條村から輪島市への派遣は二月に行つて以来二回目の派遣となります。

二十三日までの間、一回目の支援の時の話や写真と比較しても多少の応急復旧程度でまだまだ本格的な復興へは時間がかかるのではないかと思います。

輪島高校での避難所の支援は八十名ほどの方が低い仕切りの中で生活していますが、三か月以上経過した現在は全体的に避難所の運営を把握しており大変な環境の中でも一生懸命に生活をしておりました。

今後もこのように支援を続けていき少しでも早々の復興に協力していきたいと思われました。



地域づくり特別支援金事業のご案内

「地域をよくしたい」「こんな活動を始めたい」など、地域の活力を生み出す事業や地域づくりに、「下條村地域づくり特別支援金」制度を活用してみませんか。

1. 交付内容

地域の自主的かつ主体的に取り組む、モデル的で発展性のある地域づくり事業に要する経費に対し、予算の範囲内で支援金を交付する事業です。

2. 対象事業

- ・ 地域の元気を生み出す地域づくり
- ・ 地域協働推進
- ・ 教育及び文化の振興
- ・ 安全安心な地域づくり
- ・ 環境保全及び景観形成
- ・ 産業振興及び雇用拡大

3. 交付金額

40万円までの事業に対して 1/2 (最高 20万円まで)

4. その他

- ・ 地域の活動で、こんなことがしてみたい、こんなものがあれば便利になるなど、いろいろな用途に利用されますよう地域で話し合ってください積極的にご活用ください。

【過去の事例：公園整備、記念碑建立、イベント、休憩施設設置】

- ・ 毎年各地区へ交付されている「下條村地域づくり交付金」とは、異なる制度です。



対象になるのかどうか、また具体的な手続の方法等、ご不明な点等につきましては、お気軽に総務課企画財政係までお問い合わせください。

企業版ふるさと納税によるご寄附の公表

この度、以下の企業様から事業へのご賛同をいただき、企業版ふるさと納税によるご寄附を賜りました。

企業名	所在地	対象事業	寄付額
木下建設株式会社 様	長野県飯田市松尾町 1丁目22番地	信州大学 ランドスケープ・プランニング 共同研究講座	500,000円
株式会社ヤマウラ 様	長野県駒ヶ根市北町 22番地1	未来をはぐくむ事業 ～若い世代の結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる～	1,000,000円

頂戴した寄附金は、下條村の地域再生計画に則し、これからの地域づくりに活用されます。この度は、ご寄附を賜り誠にありがとうございました。

下條村ふるさと応援寄附金ご報告

この度は、大勢の方から下條村ふるさと応援寄附金にご協力いただき誠にありがとうございました。

尊い志を大切に『下條村の村づくり』のために有効的に活用させていただきました。今年度も下條村は昨年度の取組を踏まえ、新たな返礼品目の追加等ご寄附の更なる拡大に向けた取り組みを行います。

令和五年度は下表のとおりたくさんのご寄附をいただきました。その中で、寄附金の内訳と氏名の公表をご承諾いただいた方々のお名前を掲載させていただきます。



寄附の使い道	件数	金額
福祉に関する事業	316	3,280,500
農業、商工業振興に関する事業	143	1,504,000
若者定住、少子化対策等に関する事業	208	2,210,500
自然環境の保全に関する事業	160	1,616,000
教育、スポーツの振興に関する事業	149	1,582,500
歴史文化の保存に関する事業	31	329,500
不登校児童生徒映画祭 2023	23	312,500
その他	9	192,000
合計	1,039	11,027,500

氏名	都道府県	氏名	都道府県	氏名	都道府県
三浦 裕一 様	宮城県	吉井 豊 様	神奈川県	田中 淳 様	京都府
福島啓太郎 様	栃木県	新井 千秋 様	東京都	長谷 寛二 様	京都府
永田 信次 様	茨城県	佐々木 礼 様	東京都	宮下 玄覇 様	京都府
中野 俊男 様	茨城県	池田 基昭 様	東京都	杉田 大吾 様	大阪府
深谷 浩大 様	福島県	鈴木 健文 様	東京都	西村 貴樹 様	大阪府
山田 義行 様	新潟県	由村 友宏 様	東京都	永井 敏則 様	大阪府
佐藤 伸一 様	長野県	三岡 智裕 様	東京都	宮下 典子 様	大阪府
西尾久仁男 様	長野県	山口 祐司 様	東京都	安平 憲生 様	兵庫県
金澤 健 様	長野県	島岡 正彦 様	愛知県	柑本 知子 様	兵庫県
吉原 裕介 様	群馬県	塩沢 勲 様	愛知県	山田 幸一 様	兵庫県
古田 仁士 様	岐阜県	浅利 貴光 様	静岡県	山本 浩章 様	岡山県
杉山よしこ 様	千葉県	小林 敏樹 様	静岡県	中島 直樹 様	山口県
齋藤 衛 様	埼玉県	藤本やよい 様	静岡県	大野 一郎 様	愛媛県
大久保淳子 様	埼玉県	山田 隆二 様	静岡県	植松 宏禎 様	福岡県
羽田 智也 様	神奈川県	脇田 潔 様	静岡県	白木 亮 様	福岡県
佐藤 史武 様	神奈川県	加藤 誉章 様	京都府	法村 大輔 様	長崎県

令和6年度 猫の不妊去勢手術事業

9月9日に第2回目の出張不妊去勢手術事業が行われます。

この事業は野良猫（飼い主不明猫）をいまの世代からこれ以上増やさないために、令和4年度からスタートした事業です。手術は車を改造した手術室で行います。また手術した猫は、区別ができるように片耳をV字カット（さくらカット）し、保護した場所へ戻します。手術費は村で負担します。

今年度2回目の出張不妊・去勢事業となりますのでよろしくお願い致します。

日程 令和6年9月9日（月）、令和6年11月11日（月）、令和7年3月10日（月）

場所 役場地下駐車場（予定）

不妊去勢手術事業については、猫の保護、運搬はご協力お願いします。村では捕獲器の貸し出しをしています。手術には予約が必要です。

問い合わせ 振興課建設係 0260-27-2311

猫に関する相談が多く寄せられることがあります。首輪をしない外飼いの猫もあり、野良猫だけの問題ではありません。飼い猫のトラブルは飼い主の責任です。飼い主は、飼い猫と野良猫の区別が付くよう首輪等の目印を付けて頂くようお願いいたします。

また猫の室内飼育もお勧めです。室内飼育をすることにより猫は結果的に長く生きられることが多いです。



猫を室内飼育することのメリット

- 🐾 交通事故にあわない。
- 🐾 感染症にかかる危険が少ない。
- 🐾 ご近所の庭での猫の糞尿や、猫のいたづらによるトラブルが起らない。
- 🐾 虐待などの被害にあうことがない。
- 🐾 迷子にならない。

人も猫も楽しく暮らしていくために、室内飼育をお勧めします。



家屋異動(新築・増築・取壊し等)報告をお願いいたします。

家屋異動につきましては、本年1月から現在までに完成した家屋をお持ちの皆様及び、現在建築中で本年内に完成予定の家屋も含めて建築中の皆様は、下記期日までに税務会計係へ報告くださいますようお願いいたします。

また、新築・増築・改築だけでなく、取壊しの家屋もありましたら、合わせて報告願います。

なお、不明な点がございましたら、お気軽に役場税務会計係までお問い合わせください。

*本調査は固定資産税に関するもので、家屋とみなされる附属屋(納屋・車庫)等の異動について連絡ください。

報告が必要な家屋	報告が不要の家屋
<ul style="list-style-type: none">* 通常の住宅* 基礎や壁のある納屋・物置・車庫等* 壁やシャッターで囲まれた鋼製の車庫	<ul style="list-style-type: none">* ブロックへ据え置くタイプの物置* 壁がなく、屋根のみの車庫

報告期限 令和6年7月31日(水)

連絡先 住民税務課 税務会計係 TEL: 27-2346

*報告いただいた家屋については、税務会計係が家屋評価及び確認に伺います。評価の期日につきましては、税務会計係から該当者へ直接ご連絡いたします。

日本年金機構からのお知らせ

▶国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年度(令和6年4月分から令和7年3月分まで)の保険料は、月額16,980円です。

保険料の納付期限は翌月末(例えば4月分の期限は5月末まで)です。

未納のまま放置されると強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は延滞料金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産が差し押えられる場合がありますので、必ず納付期限までの納付をお願いします。

(※)納付義務者とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

▶国民年金保険料には免除・猶予制度があります

保険料を未納のまま放置してしまうと、障害や死亡といった不慮の事態が発生した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な時は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満の方のみ)」「学生納付特例制度(学生の方のみ)」がありますので、住民登録のある市(区)役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。

▶会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者(または3号被保険者)への切替え手続きが必要です。

住民登録のある市(区)役所・町村役場の国民年金窓口でお早目の手続きをお願いします。

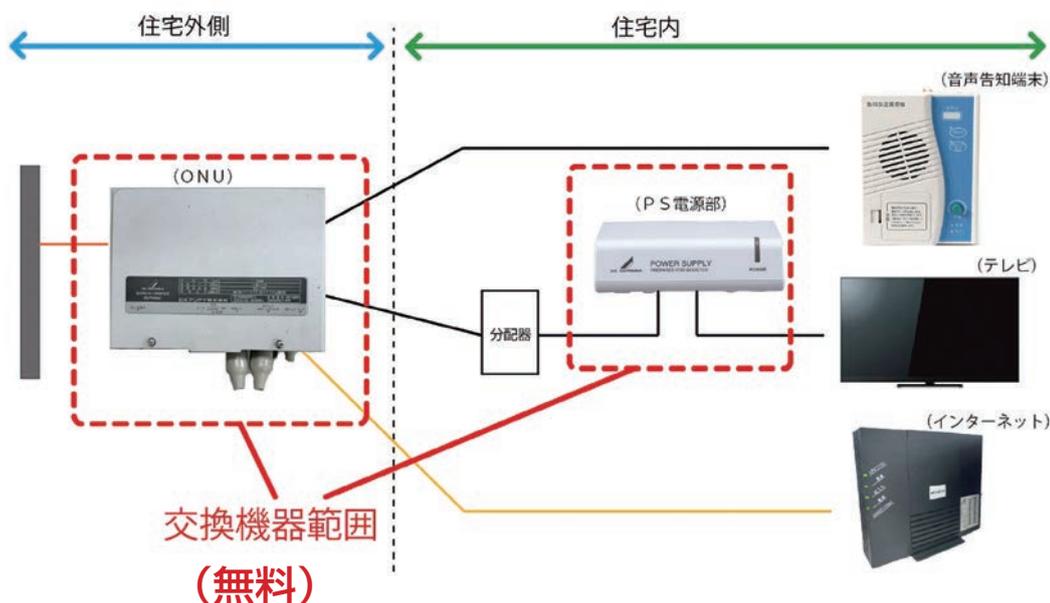
国民年金のご相談・お手続きについては、住民税務課(27-2311)または飯田年金事務所(0265-22-3641)までお問合せください。

音声告知・ケーブルテレビご契約の皆様へ

各お宅のケーブルテレビ設備 交換作業のお知らせ

村では、光CATV機器類を整備してから約16年が経過しており、故障のリスクも高まっていることや、一部機器が生産停止となることから、村民の皆さんのテレビ視聴における利便性向上のため（※詳しくは左面参照）、この度各お宅に設置してある、CATV設備の更新作業を行います。つきましては、各お宅に設置してあります、ケーブルテレビの加入者端末、ONU（外の電源機器）及びPS（宅内の電源機器）の交換作業を、今年の7月頃より順次実施していきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

飯田ケーブルテレビの作業担当者から、各世帯に事前に電話等で連絡がありますので、日程を調整いただき立会いをお願いします。（※下記の番号からとは限りません）



交換時の注意事項

- 交換作業中は、テレビの利用はできません。（※テレビ録画設定していても撮れません。）
- ベランダ等（ONU設置場所）に、飯田ケーブルテレビの作業員が入る場合がありますのでご了承ください。
- 住宅内にあるPSの交換のため住宅内に立ち入ります。ご協力をお願い致します。
- 雨天・予定外の高所作業等で日程延期になる可能性もあります。

発注者

総務課企画財政係
0260-27-2311 (代表)
0260-27-2346 (係直通)
平日 8:30 ~ 17:15

受注者

株式会社飯田ケーブルテレビ
0800-800-2794
(IVR1番・土日祝日も可)
0265-52-5406
(9:00 ~ 17:00)

今回の更新作業により、テレビ契約で一部のBS/CS放送が視聴できるようになります！

これまではBS/CS放送を視聴するには、多チャンネルコースを契約し、STBを設置していただくか、パラボラアンテナを設置する必要がありました。今回の更新工事により、BS/CS信号をそのまま住民様宅に放送し、STBを介さずに、テレビや録画機で直接受信できるようになります。そのため家中のテレビ・録画機でBS/CS放送の視聴・録画が可能になります。(※基本のテレビ契約で視聴できるBS/CS放送は、一部のチャンネルです。)

現行



更新工事後

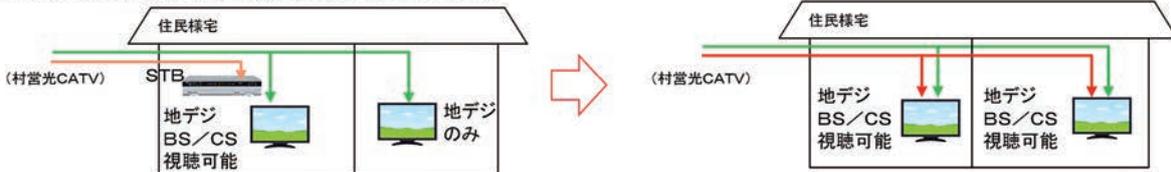


便利になる新サービス (※交換作業時に、飯田ケーブルテレビ作業員より、簡単な説明があります。)

1. BS/CSパススルー放送の視聴、録画が簡単になります。



2. 家中のテレビ、録画機でBS/CS放送の視聴、録画ができます。



交換作業費について

V-ONU、PS(電源部)、多チャンネルサービス利用者のSTB撤去、テレビの切替作業 (BS/CS放送様式への変更) に係る費用は、B-CASカード2枚までの機器に接続する作業が、標準工事となります。標準工事の範囲であれば、費用は村負担となりますので、お客様への負担はありません。

①外壁のV-ONUの交換作業



②宅内のPS(電源部)の交換作業



③テレビ、レコーダー機器へ分波器を接続する作業



④テレビ、レコーダー機器のチャンネル設定作業



次の作業は別途費用がかかります

- ・ B-CASカード3枚目以降の機器への分配器接続、チャンネル設定
 - ・ 古い同軸ケーブルの配線交換、配線延長
 - ・ テレビ端子ユニット、分配器、ブースター等の設置、交換 など
- 別途費用のお見積もり希望の場合は、作業員にお問い合わせください。



下條

令和6年4月から
令和6年6月まで



◀▲令和5年度事業の上野原多目的広場整備工事が完了しました。そばの花や景色を觀たり、催しを行ったりと多岐にわたりご利用できます。



◀▲▼4月～5月 小学校にて、毎年恒例の3年生のジャガイモづくり、5年生の米作りが始まりました。4年生はそば作りに挑戦しています。





カメラでみる 村の動き

ズームアップ

◀ 4月27日（土）に松本市やまびこドームで市町村対抗駅伝大会が行われました。一般27位小学生32位という結果となりました。



▼ 5月15日 連絡員の皆様向けにS-navi利用者説明会が開催されました。



▲ 5月15日 保育所にて、玉ねぎの収穫を行いました。地域の方のご協力により、立派な玉ねぎが収穫できました。6月に給食で提供する予定です。

◀▼ 5月24日 保育所の年長児の親子遠足を行いました。今年は5年ぶりに愛知県へ潮干狩りに出かけました。



学校だより

修学旅行を終えて

三年 板倉悠星



僕がこの修学旅行で一番印象に残ったのは、二日目の

の班別行動です。中でも特に印象に残ったのは、嵐山での行動です。嵐山では、昼食をとったり、お土産を購入したりしました。嵐山は観光客で道路が埋め



尽くされていて、はぐれてしまいうそになるほどでした。京都の観光客の多さに圧倒されつつも、テレビや写真で見かけたことのない一日でした。

この修学旅行では、「楽学安行く行くのなら今日という日を大切に」をスローガンに掲げ



ました。楽しく学び安全に旅行するということの意味が込められたこのスローガンをもとに旅行の準備から当日まで過ごしてきました。旅行中は全員が安全に行動し、楽しむときは楽しみ、学ぶときは学ぶというメリハリがついていて、全員がスローガンを意識した行動ができていたと感じ、このクラスの一体感と団結力を感じました。

このクラスで過ごせるこの一年を、修学旅行で生まれた一体感と団結力を生かし、クラス一丸となり、清明祭や体育祭などの様々な行事に取り組んでいきたいです。



小中学校大会の記録

第四十一回飯伊小学生陸上競技大会兼第四回南信地区小学生陸上競技大会予選会
(五月十九日(日) 飯田市)

【男子】

【小学生・コンバインドB(走幅跳、ジャベリックボール投)】

前沢 貫太 一位
古田 統真 二位

【女子】

【小学生・一、〇〇〇m】

川上 椿 二位
(クラブチームより出場)



【小学生・コンバインドB(走幅跳、ジャベリックボール投)】

久保田 姫彩 一位
(大会新記録樹立)

【小学一・二年生】

鈴木 ころろ 四位
古田 舞花 三位
コンバインドB、一、〇〇〇mの種目で入賞した五名は南信地区小学生陸上競技大会(六月二日・茅野市)進出

第二十五回飯伊中学生

陸上競技大会

(五月十九日(日) 飯田市)

【男子】

【中学男子二〇〇〇m】

野村 一馬 六位
(クラブチームより出場)

【女子】

【中学女子一五〇〇m】

熊谷 莉子 二位
(クラブチームより出場)



「大会の記録」に掲載を希望する個人・団体の方は、教育委員会までお問い合わせください。(小・中学校単位で参加する大会は除く)

【掲載例】

スポーツや文化活動などで大会に出場し、上位に入賞した、上位大会へ進出を決めた等

各種検定受検料 助成事業について

四月の広報(令和六年度補助事業の一覧)及び小・中学校を通じてお知らせをしているところですが、令和六年度より下條村在住のご家庭を対象に、小・中学生の漢検・英検・数検等の受検費用の一部を助成しています。

一年度につき二回まで助成を受けられることができ、検定費用の半額を助成いたします。

※二、〇〇〇円未満の検定料は対象外です。

※一〇〇円未満は切り捨てとします。

下條小・中学校を会場として実施する場合(団体受検)には、申込者に個別に必要な書類をお配りしています。

それ以外の会場で、個人申込により受検する際には、用紙をお渡しいたしますので教育委員会へご連絡ください。

ご不明な点等ございましたら教育委員会へお問い合わせください。

福祉課の組織(係)が変更になります。

今まで福祉課内は「福祉係」ひとつの係のみでしたが、今年度、保健師を新たに採用し保健師3人体制となったこと、管理栄養士を正規採用したことにより、村民の皆さまの健康を推進していく体制がより整ってきたことから、新たに「健康推進係」を設置することにいたしました。

令和6年7月1日から「福祉係」・「健康推進係」の2係体制になりますのでよろしくお願いいたします。

業務の主な内容は下のとおりに分かります。

福祉係

事務吏員：5名

- 介護保険に関すること
- 後期高齢者医療保険に関すること
- 障がい者福祉に関すること
- 福祉医療に関すること
- 児童福祉に関すること
- 母子・父子福祉に関すること
- 地域包括支援センターに関すること



健康推進係

新設

保健師：3名 管理栄養士：1名

- 母子保健に関すること
- 感染症予防に関すること
- 成人保健に関すること
- 精神保健に関すること
- 健康づくり対策に関すること
- 栄養業務に関すること
- 地域包括支援センターに関すること

なお、どちらの係も電話番号は0260-27-1231のまま変わりません。

お問合せ、お困りごとは今まで同様に連絡いただければ担当者が対応いたします。

下條村社会福祉協議会のサービス事業をご利用下さい

下條村社会福祉協議会（以下、社協）で行っている事業の中で、より多くの村民の皆様にご利用いただきたいサービス事業をお知らせします。

① 配食サービス

- ・対象者：村内に居住する高齢者及び障がい者世帯で、配食サービスを必要とする者等
- ・日時：平日（希望の曜日）の昼食
- ・方法：11:00～11:45に配達及び安否確認
- ・費用：有料（一部助成あり）

② 福祉機器の貸出し

- ・対象者：村内に住所を有し、要支援・要介護・身体障がい者（児）手帳の認定（等級等条件あり）を受けている者等
- ・機器：電動ギャッジベッド、車椅子、吸引器
- ・費用：返却時に消毒代のみ

③ 車椅子移送用車両貸出し（車椅子のまま搭乗できる）

- ・対象者：村内在住の人で、身体の障がい・老齢・けが等により歩行困難な人等
- ・利用目的：特に問わない
- ・利用料：使用した燃料代のみ

※これらのサービスを受けるには社協へ申請書の提出が必要です。

【お問い合わせ・お申込み先】 下條村社会福祉協議会（役場福祉課内） ☎ 27-2858

15th 裁判員制度

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えます。

そもそも裁判員制度ってどんな制度だっけ？

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

18歳、19歳も裁判員に！

令和5年からは、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれるようになりました。民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことによるものです。

🔍 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方へ！

ウェブサイトはこちら
<https://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度 🔍 検索



連載 集落支援員だより



連載 第2回：「土地・建物の登記の義務化」について



集落支援員
木下 和之

こんにちは。集落支援員の木下です。
 第2回目となる今回は『土地・建物の登記の義務化』についてまとめました。

みなさん、日本に所有者不明の土地がどのくらいあるかご存知でしょうか。2017年時点で約410万ヘクタール、なんと九州全土を超える土地が所有者不明となっています。

この問題は土地の所有者が亡くなったり、相続が適切に行われなかったりして、登記が更新されないまま放置されることで生じます。

人口減少が続く現代では、そのような土地が放棄地となり周辺住民に迷惑をかける事例が全国で増えています。そんな経緯もあり、令和6年4月に政府が「登記の義務化」を開始しました。下條村では所有者不明の土地は少ないですが、登記が出来ていない土地建物が多数あることがわかっていきます。

こんな記事を書いている私も登記ができてない実家の土地があったため、昨年Uターンする際に登記（名義変更）を行いました。登記には相続権を持つ人同士の協議や押印が必要になるため、手続きがとんでも面倒だった記憶があります。

そんな手間のかかる登記ですが、4月からの「義務化」によって法分が追加されさらなる対応が必要となりました。今回はその変更点をまとめましたので、登記を検討する方、登記済みの方、双方にご覧いただけると嬉しいですよ。

また、8月10日に村主催の「相続登記・空き家等の個別相談会」を司法書士の先生を招いて実施予定です。是非お気軽にお越しください。



「登記の義務化」って何？

1 登記が義務化になった理由

①登記されない土地・建物の増

わしの土地じゃ！

何？その土地

知らない！

・・・？

登記無理！

困るよ！

長い間登記しないと
相続人が不明になりやすいんだ。

②所有者不明の土地の増

不明な土地
約410万ha！！

未登記の土地は
売却や活用ができない！

③国の「登記の義務化」開始

令和6年4月1日

土地の利活用促進のため
登記を義務化します！

まずは広報と
相談会で対応だ！！

2 「登記の義務化」による主な変更点！！

法改正された2つご説明。

(1) 相続登記の義務化

不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要。
 怠ると罰則（過料10万円以下）となる可能性がある。

不動産取得
土地よろしく！

承知！

登記をせず3年経過すると...

変更手続きしないと罰則になるよ！

こんなはずでは...

(2) 住所・氏名等の変更届出の義務化

住所や氏名などの変更日から2年以内に登記の変更届の申請が必要。
 怠ると罰則（過料5万円以下）となる可能性がある。

引越し完了！

変更せず2年経過すると...

変更手続きしないと罰則になるよ！

知らなんだ！！

登記の準備には家族会議がおすすめです

「登記の義務化」により、土地・建物を複数人で共同所有できなくなります。
トラブル防止のためにも、相続前に財産の取扱い方を明確にしておくことが大切です。

(1) 家族会議の前に確認すること (例)

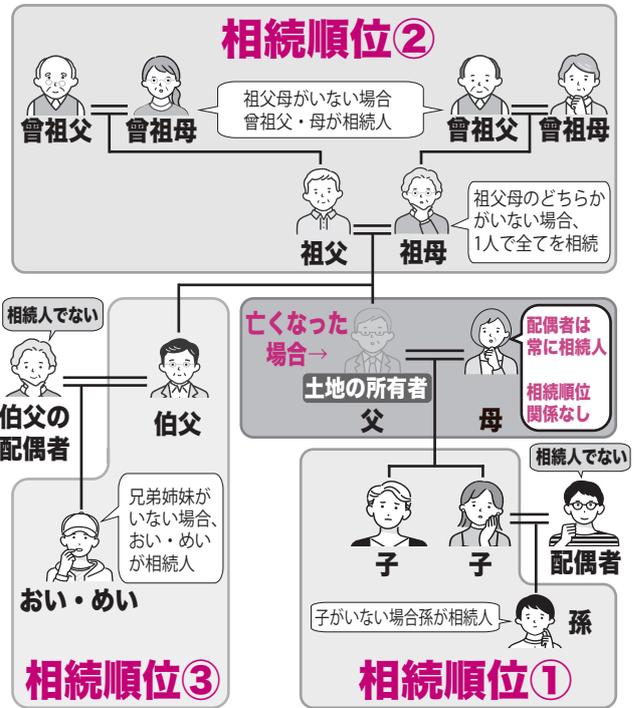
- ・土地や物件の場所と範囲
- ・登記していない土地の有無 (名義は誰か)
- ・登記した名義人の住所・氏名に変更がないか
- ・現在の所有者から相続人への要望はあるか
- ・相続権をもっている人は誰か



(2) 家族会議の内容 (例)

- ・土地や物件の範囲・価値・維持費の確認
- ・所有者 (名義人) の要望・希望の伝達
- ・お墓や畑、森林、建物などの分配方法

※相続人の考え方 (例)



司法書士事務所・役場職員による個別相談会が行われます！

登録ってなに?? 相続・登記等 相続・登記等

個別相談会

無料

日程

8月10日 (土)

9:00~12:00

場所

下條村村民センター

相続・登記のご相談
成年後見制度のご相談
空き家等のご相談

ぜひご参加ください!!!





飯嶋 昌子氏 瑞宝単光章受章

養護盲老人ホーム光の園の開
設から五十年以上、介護職員と
して視覚障がいのある入所者な
どの生活のサポートに携わられ
た、飯嶋昌子さん(長原)に対し、
多年にわたり介護現場で尽力し
た功績が認められ、令和六年春
の叙勲に社会福祉功労として瑞
宝単光章が授与されました。
五月一日に長野県知事より勲
章の伝達・授与がありました。

下條歌舞伎保存会 長野県文化財保護 功労者(団体)表彰 授与



五月十四日、長野県庁におい
て、下條歌舞伎保存会が長野県
文化財保護協会より、長野県文
化財保護功労者(団体)表彰を
授与されました。
下條村で江戸時代から続くと
される無形民俗文化財の下條歌
舞伎の保存継承に尽力し、多大
な貢献をされたことが認めら
れ、表彰されました。

第七十二回 阿南防犯協会連合会 通常総会にて

五月二十九日

功労表彰

- 佐々木 司さん (中 平)
- 熊谷 智史さん (休 戸)
- 古田 真美さん (北 平)

第七十三回 交通安全協会 定期総会にて

五月二十八日

長野県警察本部長・ 県交通安全協会長 連名表彰

優良運転者

- 塩沢 侑 さん (山一東)

阿南警察署長・

阿南交通安全協会長 連名表彰

優良運転者

- 牧嶋 健太さん (小松原)
- 中島 慧 さん (粒一北)
- 宮嶋 太輝さん (北 平)
- 唐澤 翔太さん (中 平)
- 熊谷 貴明さん (休 戸)
- 塚田 高文さん (新 井)

戸籍の窓口

(敬称略)
令和6年4月2日
～
令和6年5月31日
掲載承諾書受付分

◇出生

(子の名)

(保護者)

(地区)

- 清水 さき (小松原)
- 前沢 望友 (一平)
- 代田 凱 (富 合)

■死亡

(亡くなった人)

(年齢)

(喪主)

(地区)

- 小池みずぶ (90) 貴美子 (原 平)
- 串原みのる (97) 良彦 (中 平)
- 宮嶋 幸夫 (91) 真司 (北 平)
- 遠山スミエ (107) 直行 (新 野)
- 熊谷 芳文 (78) 秀樹 (菅 野)

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ同時発売

ネットでも買える!

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月8日(日)発売!

発売期間7/8(月)～8/8(木)

宝くじ公式サイト

公益財団法人長野市町村振興協会